

## ○大田原ふるさと大使の設置に関する要綱

(平成 23 年 9 月 29 日告示第 91 号)

改正 平成 24 年 3 月 28 日告示第 45 号平成 25 年 3 月 29 日告示第 66 号

(設置)

第 1 条 市の歴史、文化、産業等の誇れる特性を広く効果的に PR することにより、市に対する関心度及びイメージの高揚に資するため、大田原ふるさと大使(以下「大使」という。)を設置する。

(任務等)

第 2 条 大使の任務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市の観光資源等の PR
- (2) 市の振興に関する意見、提言及び情報の提供
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める活動

2 市長は、市のホームページへの掲載その他市の広報活動の用に供するため、大使の氏名、肖像等の画像情報を無償で使用することができるものとする。この場合において、使用すること及び使用する情報について、予め当該大使の了解を得なければならない。ただし、当該大使があらかじめ不要と認めたときは、この限りでない。

(委嘱)

第 3 条 大使は、市との関わり等を通じて市に愛着と誇りを持ち、大使としての任務の遂行に適格性を有すると市長が認める者のうちから、本人の同意を得て市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 大使の任期は、3 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 大使の任期中において、本人からの申し出があったとき及び大使としての任務の遂行に支障があると市長が認めたときは、解嘱するものとする。

(報酬等)

第 5 条 大使に対する報酬は、支給しないものとする。ただし、市の主催事業その他特別の活動に参加する目的のため旅行したときは、予算の範囲内で費用弁償として報償金を交付するものとする。

2 大使に対しては、その活動に資するため次に掲げる物品等の提供を行うものとする。

- (1) 名刺
- (2) 市の特産品
- (3) 広報紙その他の情報及び PR 資材等
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(庶務)

第6条 大使に関する庶務は、産業振興部商工観光課において処理する。

(H24 告示 45. H25 告示 66. 一部改正)

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(平成24年3月28日告示第45号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日告示第66号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。